

参考資料⑧
教師を取り巻く環境整備

子供の未来を守る教師を取り巻く環境整備

1. 教師を取り巻く環境

○ 学校が対応する課題の多様化・困難化

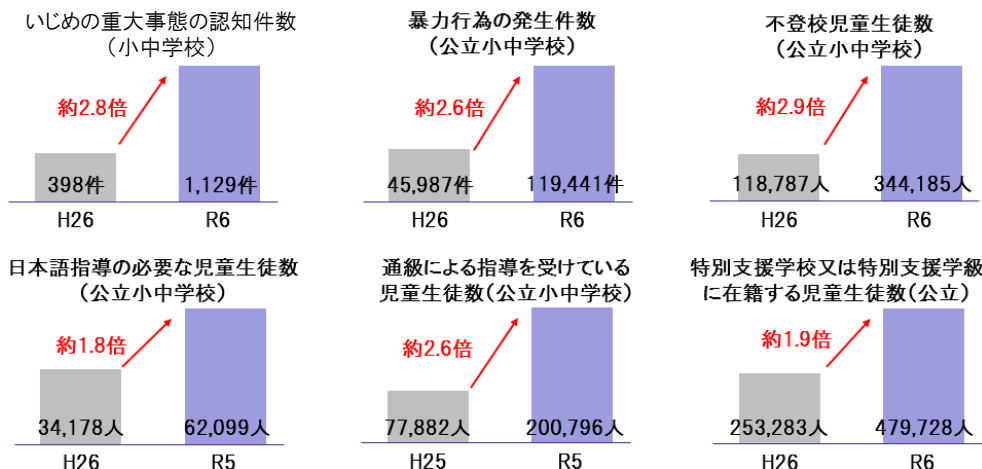
- ・いじめ重大事態 ・不登校 ・外国人児童生徒
- ・特別支援教育 ・児童虐待 ・子供の貧困 など

○ 教師の厳しい勤務実態

- ・平均時間外在校等時間は地方公務員の一般行政職の約3倍 (R4:月約47時間)

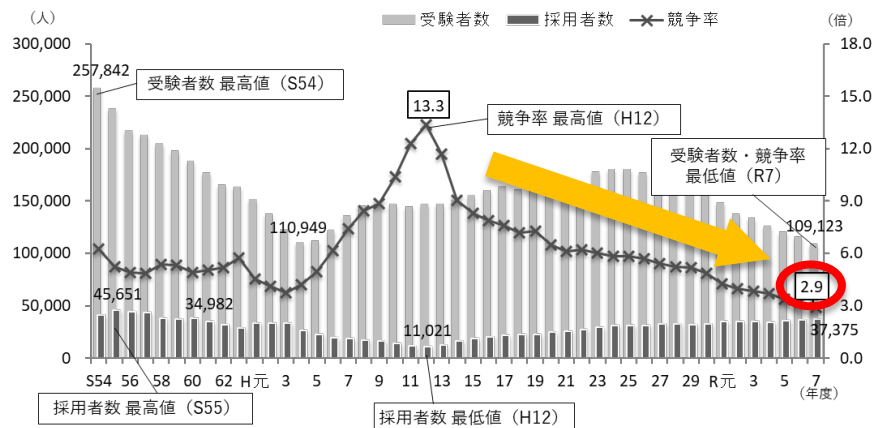
○ 教員採用選考試験の倍率は、

過去最低 (R6:小2.2倍) となり、全国的に「教師不足」が発生



(出典) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査、学校基本調査、通級による指導実施状況調査結果

総計 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



2. 教育職員の給与等に関する制度的枠組み

(1) 教育職員の給与等特別措置法

〔「給特法」*改正〕

昭和46年、令和元年、令和7年)

- 勤務時間の内外を切り分けがたいという教師の職務の特殊性等を踏まえ、包括的に評価
 - ① 時間外勤務手当は支給しない
 - ② 教職調整額を本給として支給
- 教職調整額の率を、令和12年度までに、給料月額額の10%へと段階的に改善

* 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

(2) 教育職員の人材確保特別措置法

〔「人確法」*〕：昭和49年)

- 教師に優れた人材を確保するため、教師の給与を一般の公務員よりも優遇すると規定
- 3次にわたる給与改善により、地方公務員の一般行政職に比べ、昭和55年当時は、約7%の優遇分を確保
 - 近年約0.35%まで低下していた優遇分を、処遇改善が完成する令和13年度には、昭和55年当時と同程度の水準まで改善見込

* 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法

(3) 教職員定数の改善

〔「義務標準法」*改正〕

平成29年、令和3年、令和8年)

- 通級指導や日本語指導等に係る教員定数の基礎定数化
- 小学校、中学校における35人学級
 - ※ 小学校における教科担任制の推進
 - ※ 小・中学校における生徒指導体制の充実

* 公立の義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

3. 改革の具体策

学校における働き方改革の更なる加速化

- ★ 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、実施状況の公表の義務付け等を通じた**取組状況の「見える化」**や**PDCAサイクルの構築**
- ★ 学校評価や学校運営協議会（地域学校協働活動との一体的取組）の枠組みも活用した学校・教師が担う**業務の適正化の徹底**や**校務DXの加速化**
- 保護者等からの過剰な苦情等に行政が対応する仕組みの構築に向けた支援 等

学校の指導・運営体制の充実

- 授業の質の向上と働き方改革のための**教職員定数の改善**
 - ・小学校における教科担任制の拡充
 - ・中学校における生徒指導担当教師の配置拡充
- ★ **「主務教諭」の創設を通じた組織的・機動的なマネジメント体制の構築**
- 支援スタッフの配置充実による次世代型**「チーム学校」の実現** 等

一体的・総合的に推進

教師の処遇改善

- ★ 専門職にふさわしい処遇として、**教職調整額の引上げ**
(4%から10%まで段階的に引き上げ)
- ★ 頑張る教師を応援し、**学級担任に手当を加算（義務教育等教員特別手当）** 等

★は令和7年給特法等改正法の関連事項

- 教師が、子供たちに日々生き生きと向き合うために、長時間勤務を解消
- 教職の魅力を上向きし、教師に優れた人材を確保

学校教育の質の向上を通じた、全ての子供たちへのより良い教育の実現

「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指して

～令和7年6月11日 給特法等改正法が成立しました～

教師の働き方が変わります！

教師が子供たちに全力で
向き合えるようにするため、
働き方改革を徹底して進めます

さらに

教師の職務の重要性にふさわしい
処遇の改善を進めます

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための**仕組み作り**
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実による**マンパワーの拡充**
- 約50年ぶりとなる**教職調整額の引上げ**等



学校の働き方改革


国



働き方改革を進めるための環境整備

- ・ 働き方改革を進めるための制度改正
- ・ 学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知
- ・ 教育委員会等への伴走支援
- ・ 働き方改革にかかる進捗状況の把握・見える化

教育委員会

- 現状の「見える化」
- 地域・保護者への**周知・広報**
- 個々の学校への**伴走支援**
- **部活動の地域展開等の推進**

学校



- **業務の精選・見直し**
 - ・ 学校における業務分担の見直し
 - ・ 日課表の見直し
 - ・ 校務DXの加速化 など
- **学校運営全体の中での取り組み**
 - ・ 学校評価を活用
 - ・ 学校運営協議会の仕組みを活用

地域・保護者



- **学校との連携・協働**
 - ・ 学校運営協議会^{※1}などを通じた学校運営への参画

首長部局

- **自治体全体で取り組む**
 - ・ 総合教育会議^{※2}を通じた連携・協働

学校の
指導・運営
体制の充実

- ① 教職員の定数を改善します
- ② 支援スタッフを充実します
- ③ 若手教師のサポート体制を整えます
- ④ 教師が産育休をとりやすい制度を整備します



教師の
処遇改善

- ① 約50年ぶりの給与改善
- ② 職務や業務負担に応じた 処遇改善



※1 保護者や地域住民が学校運営とそための支援について協議する場(コミュニティ・スクール)
※2 首長(知事、市長等)が開催する教育政策について議論する会議

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置

- 教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

→ 給特法第8条関係

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。

→ 学校教育法第27条、第37条関係

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額4%から10%まで段階的に引き上げる。

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

→ 給特法第3条関係

(2) 学校における実施の確保のための措置

- 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。

→ 学校教育法第42条関係

- 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

※学校運営協議会を置く学校

→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする(学級担任への加算を想定)

→ 教育公務員特例法第13条関係

- 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする

→ 給特法第3条、第5条関係

施行期日

1及び2については、令和8(2026)年4月1日

3については、令和8(2026)年1月1日

→ 附則第1条関係

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣旨

公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の中学校等の学級編制の標準及び公立の義務教育諸学校の教職員定数の標準を改めることとする。

概要

【背景】

- 令和7年度に小学校35人学級が完成することを踏まえ、**中学校においても切れ目なく同じ学級規模で学んでいくことがきめ細かな対応をしていく上で重要。**中学校は、学習内容の高度化や、教科ごとの担当による授業への移行、部活動の実施など、**小学校から環境が大きく変化。**
- 義務教育段階全体では、
① 教師の勤務実態の深刻化 ② 不登校等、生徒指導上の課題の深刻化
③ 少子高齢化に伴う児童生徒の数の急速な減少 ④ アレルギー、感染症等の健康課題の複雑・多様化
など、**児童生徒や教師を取り巻く環境が大きく変化。**
- **給特法等の一部を改正する法律**（令和7年法律第68号）の附則においても、令和8年度からの中学校35人学級化等、法制上の措置その他の措置を講ずるものとする旨、規定。

(1) 学級編制の標準の改正

- ① 中学校の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。【第3条第2項関係】
- ② 令和10年3月31日までの間における学級編制の標準については、生徒の数の推移等を考慮し、段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある中学校にあっては、40人とする経過措置を設ける。【附則第2条第1項関係】

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

年度	R8	R9	R10
学年	中1	中2	中3

(2) 教職員定数の標準の改正

- ① 公立の義務教育諸学校に置くべき教職員定数の標準に関し、次の改正を行う。
(ア) 養護教諭等の複数配置に係る算定基準について、小学校を851人から801人に、中学校を801人から751人にそれぞれ引き下げる。【第8条第2号関係】
(イ) 共同学校事務室（※）を複数の学校に設置する市町村に係る事務職員の算定基準を新設する。【第9条第5号及び第14条第2号関係】
（※）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、教育委員会は、所管に属する学校のうち指定する2以上の学校に係る事務を事務職員が共同で処理するための組織として、共同学校事務室を置くことができる。
- ② 令和10年3月31日までの間における教職員定数の標準については、児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、改正後の教職員定数の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める経過措置を設ける。【附則第2条第3項関係】

施行期日

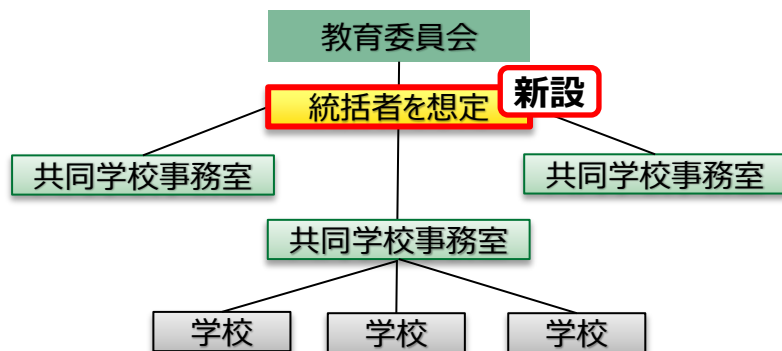
令和8年4月1日【附則第1条関係】

義務標準法改正法 施行通知（留意事項）のポイント

（1）教職員の人材確保・配置等

- ・教員の計画的な採用・人事配置を行うとともに、社会人等の多様な人材の教員としての活用を進めること
- ・既に35人以下学級を独自に実施している場合には、財源が国費で措置されることを踏まえ、一層の教職員配置の充実に努めることが期待
- ・令和11年度までに時間外在校等時間を平均30時間程度に削減するためには、**学校の事務機能の強化は不可欠** 等

（共同学校事務室に係る統括者のイメージ）



共同学校事務室に係る事務職員の基礎定数の新設に係る留意事項

役割

- ・各共同学校事務室を統括することを想定
- ・共同学校事務室間の事務の標準化や効果的な事務の実施
- ・事務職員への研修の充実、キャリアパスの見通しなど、**事務職員**の能力開発の推進に寄与

処遇

- ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、職務給の原則等を踏まえた上で、各地方公共団体の条例において適切に規定
- ・**役割や職務の重要性を踏まえ、適切な処遇で任用されることを期待**

今回の改正の趣旨を踏まえ、学校の事務機能の更なる充実のため、**共同学校事務室の設置促進**や、**地方交付税が措置されている市町村費負担事務職員**の積極的な配置が期待

（2）施設・設備の整備

- ・教室不足が見込まれる場合には、経過措置の期間中に施設整備等を進め、令和10年度までに教室不足が解消された状態とすること 等

（3）その他（中高一貫校等の扱いについて）

- ・中高一貫教育を行う中学校及び中等教育学校の前期課程において、新標準法の**施行前に既に36人以上で学級編制を行うことを前提に令和8年度入学者を決定している場合**には都道府県教育委員会が定める**学級編制の基準を超えて学級編制を行うことを例外的に許容**
- ・この場合においても、**都道府県教育委員会が定める学級編制の基準は35人以下とする必要**があり、チーム・ティーチングなど他の指導体制を充実させることで、**今般の中学校35人学級化の趣旨を踏まえた対応を行うこと**
- ・令和9年度以降の入学者に係る学級の編制は、都道府県の基準（35人以下）を標準として行うこと

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

参考資料⑨

教科書へのデジタル活用

デジタルな形態を含む新たな教科書の導入に向けた制度改正のポイント

今後の教科書の在り方

◎ 現在は、学校での使用義務や検定・採択・無償給与（義務教育）等の対象となるのは紙の教科書のみ

point

今回の制度改正目的は、これまでの紙中心の学習環境に、デジタルの特性が生きる学習においてデジタルを取り入れ、児童生徒の学習効果を高めること（デジタル化自体が目的ではない）。

- ★ これまで紙だけが認められていた教科書にデジタルの良さを取り入れることを可能とすることにより、児童生徒にとってより分かりやすい教科書へ
- ★ デジタルな形態を含むものも「教科書」として位置付け、使用義務や検定・採択・無償給与等の対象に

使用義務、無償給与、著作権等に関し、学校教育法などの制度改正が必要

大臣指針・検定での対応

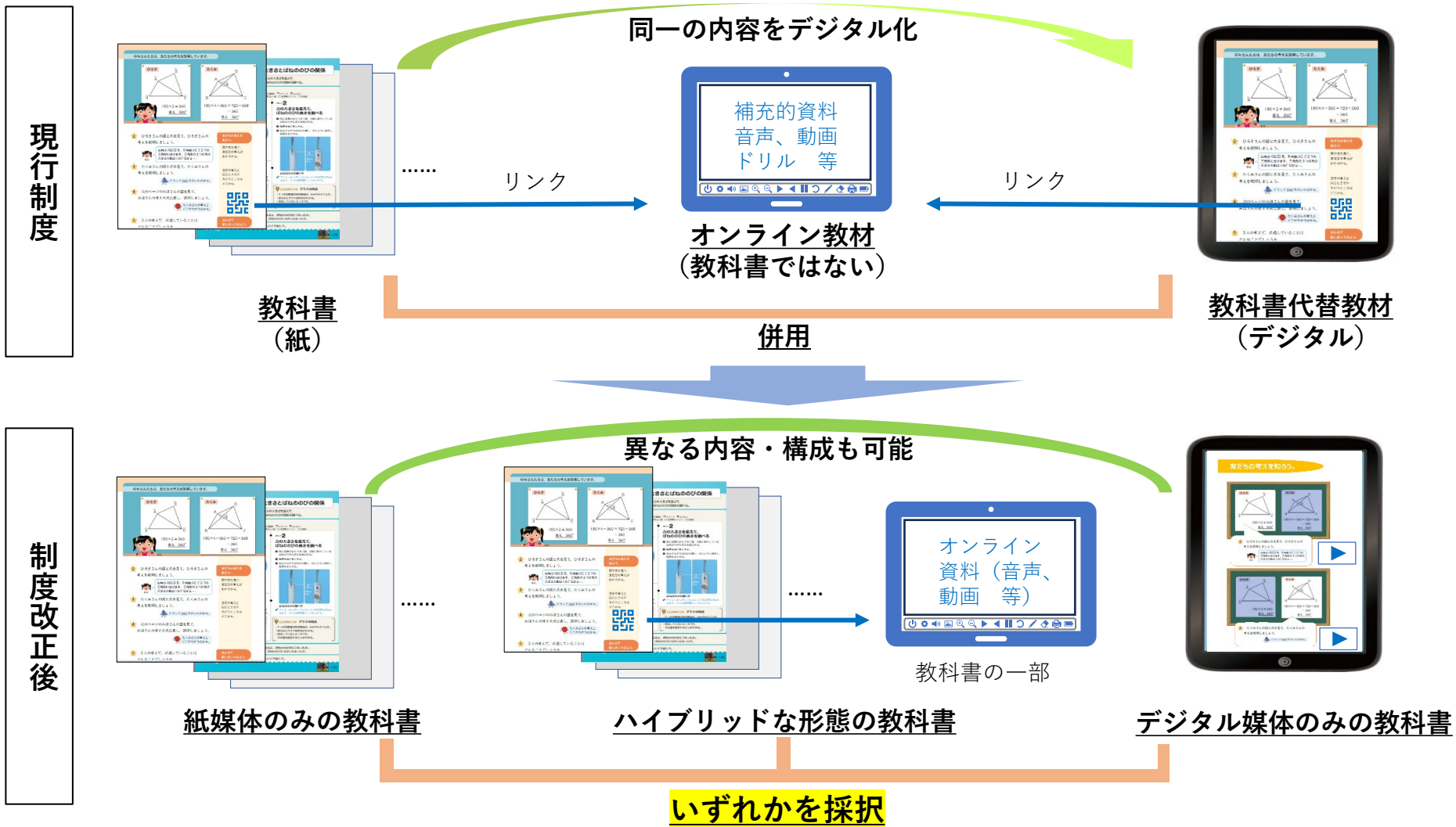
制度改正後の「デジタルな形態を含む新たな教科書」について、

- 教科特性や児童生徒の発達段階等を踏まえ、発行・使用に当たっての指針（大臣決定）を国が速やかに策定
- 検定調査審議会において新たな教科書に対応した検定の仕組みを整備

導入時期

次期学習指導要領の実施に合わせて導入

教科書制度の見直しの方向性 (イメージ)



➤ **形態に関わらず全て正式な教科書として制度上位置付け** (検定・採択・使用義務・無償給与 (義務教育) ・定価認可等の対象に)

今後のスケジュール(イメージ)

- 次期学習指導要領の実施に合わせて新しい形態の教科書が使用できるようにすることを念頭におく。
- 仮に次期学習指導要領の検討が前回と同じスケジュール感で進むと仮定すると、**2026(令和8)年度までに様々な制度的な整備が必要。**

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
前回の学習指導要領改訂	11月 中教審へ諮問		12月 3月 中教審答申 学習指導要領改訂	著作・編集	検定	採択＋供給	新しい教科書 小で 使用開始	新しい教科書 中で 使用開始	新しい教科書 高で 使用開始
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
今後(仮定)	7月 12月 デジタル教科書WG 中教審へ諮問	9月 WG審議まとめ	必要な 制度改正	著作・編集	検定	採択＋供給	新しい教科書 小で 使用開始	新しい教科書 中で 使用開始	新しい教科書 高で 使用開始

(注) 新しい学習指導要領の検討が前回と同じスケジュール感で進むと仮定した場合

附帯決議（衆議院 文部科学委員会・参議院 文教科学委員会）

○学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和8年4月24日衆議院文部科学委員会）（抜粋）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

五 デジタルな形態を含む教科書を活用するためには、学校における安定した通信環境が必要であることから、地方公共団体ごとの通信環境の違いが児童生徒の学習環境の格差につながることはないよう、ICT環境の整備に努めること。

○学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和8年6月9日参議院文教科学委員会）（抜粋）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十二、デジタルな形態を含む教科書を活用するためには、学校における安定した通信環境が必要であることから、地方公共団体ごとの通信環境の違いが児童生徒の学習環境の格差につながることはないよう、ICT環境の整備に努めること。また、デジタルな形態の教科書に関連する端末や機器の整備について、必要な予算措置を講ずること。

(参考) 現行のデジタル教科書(教科書代替教材)

デジタル教科書の制度等

- **令和元年度から、紙の教科書の内容の全部を電磁的に記録したデジタル教科書がある場合には、教育課程の一部において紙の教科書に代えて使用することが可能に**（「教科書」ではなく「**教科書代替教材**」） ※H30学校教育法等の一部改正
- **令和3年度から、デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1未満とする制限を撤廃**

学習者用デジタル教科書の活用促進

- **令和3年度以降、小学5年生から中学3年生を対象にデジタル教科書を国から提供し、学校現場での活用を促進**
- **まずは英語、次に算数・数学**を配布。※慣れには少なくとも数年は必要であり、当面の間はデジタルと紙を併用（令和3年度からは実証事業として、令和6年度からは購入費として予算措置）

令和3年度

・任意の1教科→**全国の約40%**

令和4年度

・英語 →**全国の100%**
 ・算数 数学→**全国の約20%**
 (その他教科で50%)

令和5年度

・英語 →**全国の100%**
 ・算数・数学→**全国の約50%**

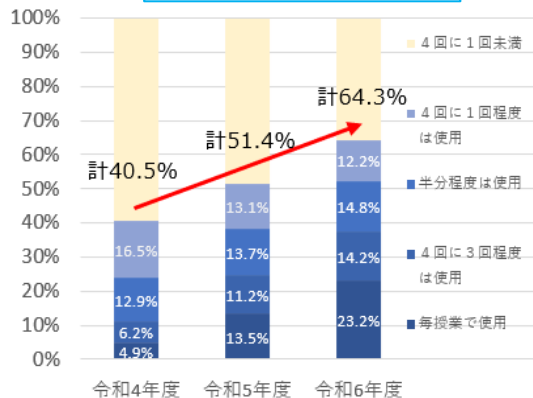
令和6年度・7年度

・英語 →**全国の100%**
 ・算数・数学→**全国の50~60%**

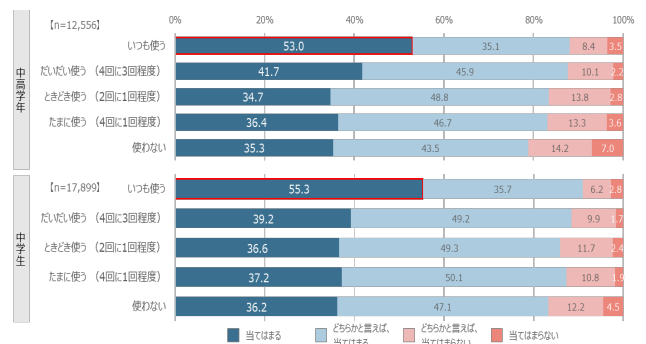
活用状況・効果

- **毎年10%程度ずつ、実践的な活用頻度が向上。6割以上の教師が4回に1回程度以上は授業で使用**（令和6年度）
- **いつも使う児童生徒は「授業内容の理解」、「主体的な学び」、「対話的で深い学び」ができていく割合が高い**

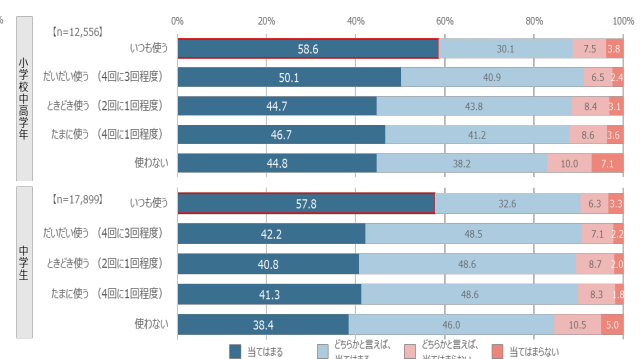
教師の授業での使用頻度の推移



使用頻度と授業内容の理解との関連

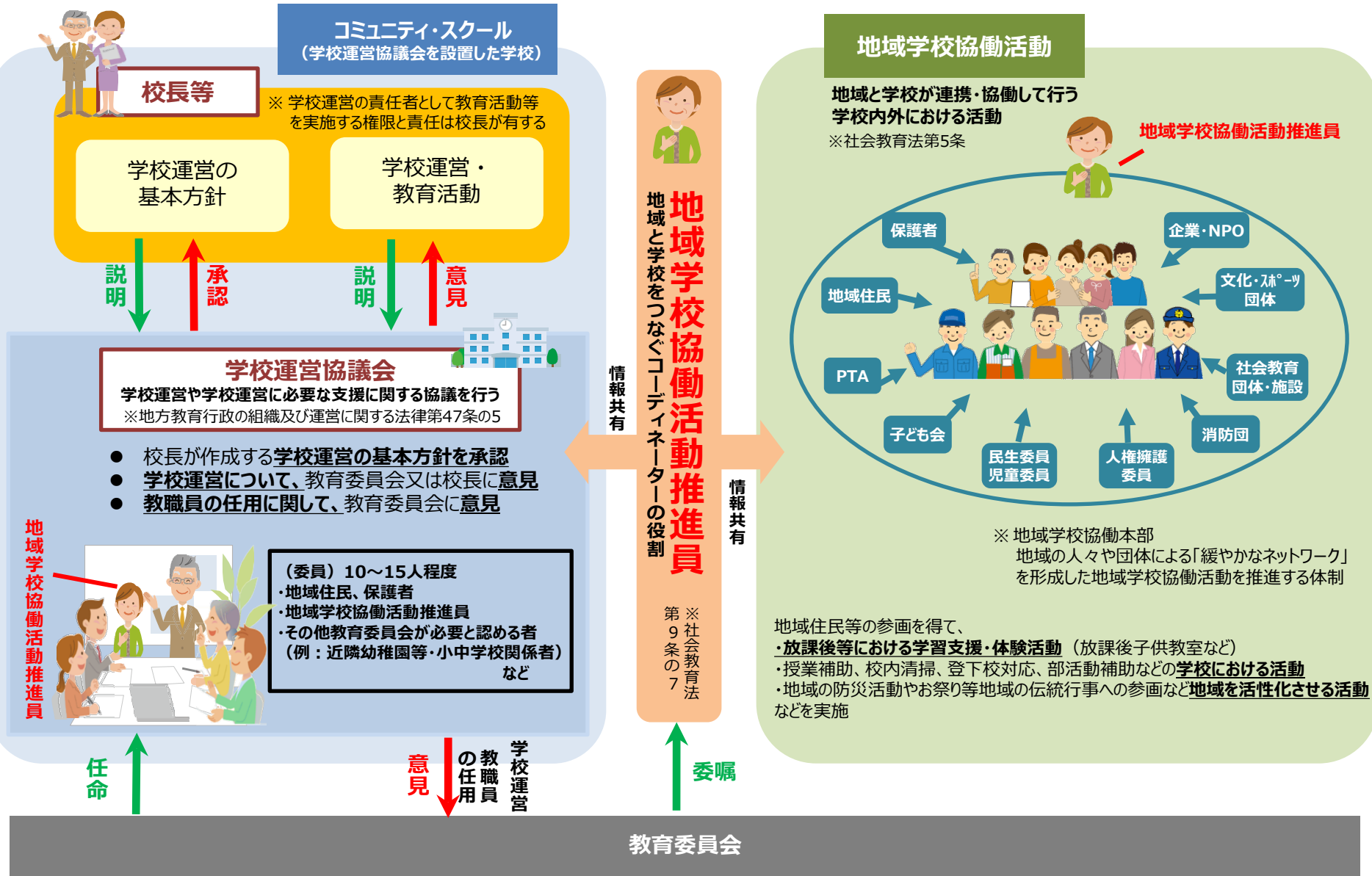


使用頻度と「主体的な学び」との関連



参考資料⑩
コミュニティ・スクール
地域学校協働活動

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



地域学校協働活動

幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせて実施する活動

教育課程内の教育活動の充実・魅力化に向けた活動等

(例)

キャリア教育、郷土学習、総合的な学習・探究の時間、実習等



【例】 地域の特産物を活用した学び
(食品メーカーとの打ち合わせ)

学校の課題改善に向けた活動等

(例)

学校の安心・安全の確保、授業の補助、不登校や特別な支援が必要な子供の対応、ICTの効果的な活用、部活動の支援、働き方改革の推進、生徒募集活動の充実等



【例】
登下校時の見守り

【例】
授業支援



放課後や長期休業中の学習や体験、交流

(例)

放課後子供教室、地域未来塾等



【例】
放課後子供教室



【例】
地域未来塾
(学習支援)

地域活動・地域行事の実施や、伝統文化・芸能の継承活動等

→誰もが暮らしやすい地域づくり、安心・安全なまちづくり、活性化に向けたつながりづくり等



【例】 親子避難所開設体験

保護者のつながりづくりや学び合いの場づくり等

(家庭教育支援チーム等)



令和7年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査



文部科学省ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全体的な調査を実施。令和7年度（令和7年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

公立学校の導入校数



うち、小・中・義務教育学校



導入自治体数



※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

一体的な整備状況

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両方が整備されている学校



うち、小・中・義務教育学校

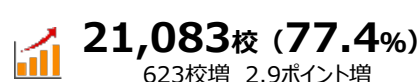


地域学校協働本部

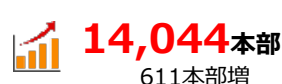
公立学校の整備校数



うち、小・中・義務教育学校



地域学校協働本部数



※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う学校内外で行われる子供たちの成長を支える多様な活動

地域学校協働活動推進員等

（地域コーディネーターを含む）

地域学校協働活動推進員等の配置人数



うち、学校運営協議会委員である者



※地域学校協働活動推進員等：
：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役

今後の方針

- 地域学校協働活動推進員等の配置充実、課題に対応した追加配置、資質向上等への支援
- 導入促進と質の確保に向けた、自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

▶ 更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る



学びの輪、
地域の和。
未来へ繋ぐ

参考資料⑪

放課後児童対策

趣旨

- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から取り組むべき対策を示す。
- 今後の登録児童数を推計した結果を踏まえ、ピークとなる2030年頃の約165万人分の受け皿確保を目指す。
- 「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」を通じた受け皿整備を、「待機児童発生状況の偏り」「補助事業の未活用」「関係部局間・関係者間の連携」にも着目しながら、推進。

受け皿整備の方向性

- 既存施設の活用をより一層推進する。
- 校内交流型を強力に推進する。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

放課後児童クラブの実施状況（R7.5.1） 登録児童 157万人 待機児童 1.6万人
（R7.10.1）登録児童 152万人 待機児童 0.7万人

（1）放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

1）放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 施設整備に係る補助率の高上げ【R7補正】
- ② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- ③ 学校施設の積極的な活用
- ④ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- ⑤ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- ⑥ 保育所等の積極的な活用
- ⑦ スモールセッションによる整備の周知

2）放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善
- ② 職員に対する処遇改善【R8拡充】
- ③ 職員の確保支援【R8拡充】
- ④ 平日夜間の人材確保支援
- ⑤ 保育士・保育所支援センターやハローワーク等連携
- ⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減【R8拡充】
- ⑦ 育成支援体制強化事業による業務負担軽減
- ⑧ DX化による職員の業務負担軽減【R7補正】
- ⑨ シルバー人材センターとの連携
- ⑩ 放課後児童クラブ等の魅力向上
- ⑪ 放課後児童支援員認定資格研修の推進【R8拡充】

3）適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- ② 利用調整支援、送迎支援等によるマッチングの推進等

4）時期的なニーズ等への対応

- ① 夏季休業期間中における開所支援
- ② 児童数の増加による減額措置の猶予【R8拡充】
- ③ 開所日数に関する考え方の整理・検討
- ④ 長期休業期間中の昼食提供に活用しうる補助金の周知
- ⑤ 物価高騰等に対する支援【R7補正】

5）自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進等

- ① 待機児童が多数発生している自治体への支援
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

（2）全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1）多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進
- ② こどもの居場所づくりの推進（モデル事業、コーディネーター配置）【一部R7補正、R8拡充】
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進（一部再掲）
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応
- ⑤ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
- ⑥ 災害時におけるこどもの居場所づくりへの支援
- ⑦ 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業【R7補正】
- ⑧ 児童館等を活用した地域課題解決や居場所づくり【一部R7補正】

2）放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターする人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善（再掲）
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援（再掲）
- ③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

3）質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止等への取組【一部R7補正】
- ③ 事故防止への取組
- ④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」との連携
- ⑤ 遊びや体験活動の推進
- ⑥ 放課後児童クラブ運営指針改正内容周知
- ⑦ いわゆる「スキマバイト」への対応

2. 放課後児童対策の推進体制について

（1）市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

（2）国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁間の連携
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

（1）放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<165万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備促進<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

（2）子ども・子育て支援事業計画との連動について

（3）子ども・子育て当事者の意見反映について

放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について

(令和5年8月31日付けこ成環第125号・5教地推第71号通知)【概要】

放課後児童クラブの待機児童の解消が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、改めて「新・放課後子ども総合プラン」(以下「新プラン」)の趣旨を周知するとともに、**待機児童の解消を目指し、学校施設を有効活用した放課後児童クラブの実施等の取組を一層促進するため、配慮いただきたい事項について通知**するもの。

1. 学校施設等の有効活用について

(1) 余裕教室の活用及び放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ① 余裕教室の活用、**学校施設の一時的な利用(タイムシェア)**の促進
- ② 学校教育・児童福祉を担う**部局間・関係者間の連携**による検討
- ③ 余裕教室の改修、設備整備、備品購入、プレハブ施設の設置等に係る**国庫補助(放課後子ども環境整備事業)**の活用
- ④ 学校施設の転用に係る**財産処分手続の大幅な弾力化等**

(2) 廃校施設の活用

- ・ 地域の実情・ニーズを踏まえた廃校施設の活用
- ・ 施設改修、送迎支援に係る国庫補助(子ども・子育て支援施設整備交付金)の活用

(3) 学校施設と放課後児童クラブの複合化

- ・ 学校施設と他の公共施設等の複合化に関する報告書・事例集、複合化して整備する場合の補助金の活用

2. 学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化について

- ・ 学校施設の管理運営上の責任の所在について関係部局間での取決めが行われやすくなるよう示した**協定書のひな形**(R1.7通知)の参照
- ・ 学校施設の一時的な利用(タイムシェア)において**あらかじめ取り決めておくことが望ましい事項**の参照

3. 関係部局間・関係者間の連携について

(1) 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

- ・ 教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後児童対策について積極的に**総合教育会議で取り上げ**

(2) 推進委員会等による放課後児童対策の検討

- ・ 市区町村：新プランに基づく運営委員会等を活用した適切な体制づくり
- ・ 都道府県：新プランに基づく推進委員会等を活用した連携

(3) 学校運営協議会を活用した学校・家庭と放課後児童クラブとの連携

- ・ **学校運営協議会制度の導入や積極的活用**(例：放課後児童クラブ関係者を協議会委員に選定、議題設定の工夫)の検討

4. その他

(1) 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携した運営について

- ・ 新プランに基づく**両事業の連携**、同一小学校内等での**一体型の推進**
- ・ 国庫補助等の活用による推進体制の構築・実施環境の整備

(2) 放課後のこどもの居場所づくりについて

- ・ 児童館・社会教育施設等を活用した居場所の確保
- ・ 国庫補助(放課後居場所緊急対策事業：児童館等の入退館の把握や見守りを行う専門スタッフの配置を支援)の活用



放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について(通知)(令和5年8月31日付けこ成環第125号・5教地推第71号通知)
https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/R5houkagojidou_shisetsukatuyou_tsuchi.pdf

参考資料⑫

部活動改革

学校部活動の課題・改革の必要性

① 少子化の進展

少子化により、学校の規模が小さくなる中、1つの学校単位ではチームスポーツなどが十分に実施できない

② 学校における働き方改革


学校における働き方改革の必要性が高まる中、学校の教師のみに頼る指導体制は維持できない

(参考1) 中学生世代の人口推計 2023年：約322万人 ⇒ 2033年：約259万人

(参考2) 中学校教師の時間外在校等時間 R4：約58時間 ⇒ 目標(R11)：約30時間

(参考3) 学校部活動の意義

- ・ 生徒が、身近に、気軽に、安全・安心な環境の下で、スポーツ・文化芸術活動を行う機会を公的に保障
- ・ 生徒の体力向上、責任感・連帯感・リーダーシップの育成、好ましい人間関係の構築などに寄与 など

- 
- 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するために、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用し、地域全体で支える仕組みの構築が必要
 - これにより、生徒の活動機会の維持にとどまらず、多種多様な体験の実現や、良質な指導等を通じた活動の質向上、地域社会の維持・活性化等につながることも期待

部活動改革の全体像（イメージ図）

少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しむ機会を確保・充実**するため、学校部活動の『**地域連携**』及び『**地域展開**』を推進

「学校部活動」

- 学校が主体となる**学校教育活動**（教育課程外）
- **学校の教師**が**自校の生徒**に指導



学校部活動の『**地域連携**』

- **合同部活動**の導入や**部活動指導員**等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

学校部活動の『**地域展開**』

「地域クラブ活動」

- 学校以外の**地域の多様な主体**が実施する**スポーツ・文化芸術活動**（法律上は**社会教育**など）

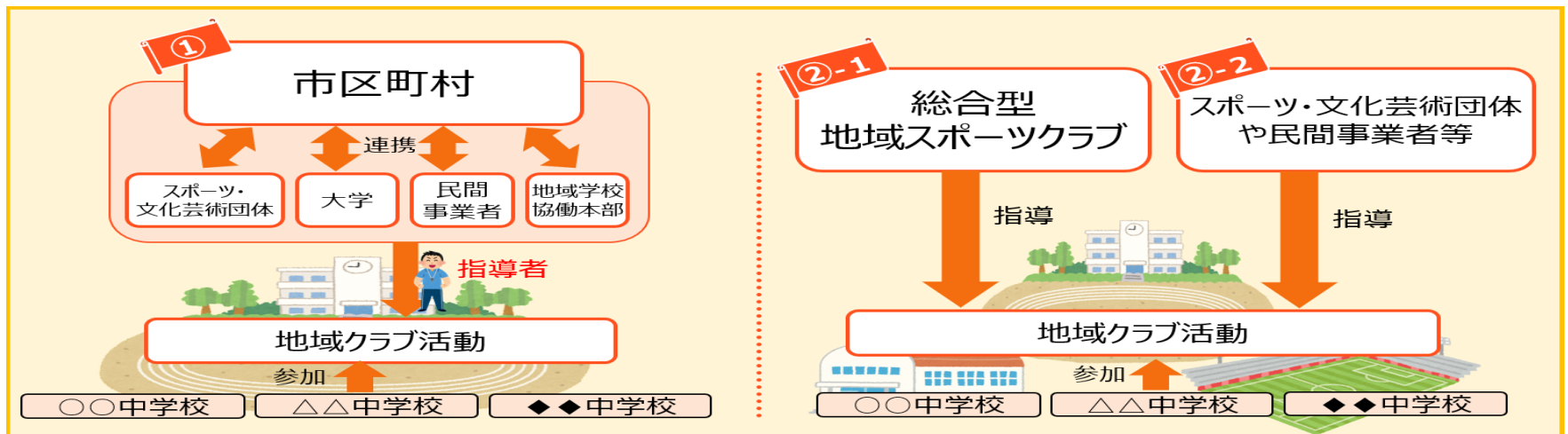
＜主体の例＞

- ① 地方公共団体（市区町村等）
- ② スポーツ・文化芸術団体（総合型地域スポーツクラブ、体育・スポーツ協会、競技団体等）
- ③ 民間事業者 など

- **地域の指導者**が**地域の幅広い生徒**に指導

- **学校部活動の意義の継承・発展 + 新たな価値**の創出

【「地域クラブ活動」のイメージ】



部活動改革の経緯・取組

◆「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)

- ・ **令和5年度から令和7年度までの3年間**を「**改革推進期間**」と位置付け
- ・ **まずは、休日における地域の環境整備**を着実に進める。**地域の実情に応じて可能な限り早期の実現**を目指す

改革推進期間(R5~R7)

地域クラブ活動への移行に向けた実証事業（モデル事業）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算額 (スポーツ・文化)	11億円	27億円	45億円
市区町村数	スポーツ： 339市区町村 文化：95市区町村	スポーツ： 510市区町村 文化：161市区町村	スポーツ： 670市区町村 文化：251市区町村

※予算額は補正を含む。

◆「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」(令和6年8月～)

- ・ 「**改革推進期間**」終了後（**令和8年度以降**）の改革の方向性や総合的な方策を検討
- ・ 令和6年12月に中間とりまとめ、**令和7年5月16日に最終とりまとめ**

※給特法改正・スポーツ基本法改正（令和7年6月）
部活動の地域展開等に関する規定が創設

◆部活動改革に関する新たなガイドラインの策定(令和7年12月 文部科学省)

◆新たな補助制度の創設

(令和7年度補正予算：82億円、令和8年度予算：57億円 計139億円)

R8以降に向けた対応

部活動の地域展開等に関する法律上の規定

スポーツ基本法（令和7年改正）

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

- 第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（附則）

（政府の措置）

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（第一条の規定（給特法第二条第二項の改正規定に限る。）による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一～五 （略）

六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

七 （略）

2 （略）

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（令和7年12月）

改革の
理念等

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、**全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備**
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、地域全体で支えることによる**新たな価値を創出**

【中間評価】

改革期間

令和5年度～7年度
「改革推進期間」



令和8年度～10年度
「改革実行期間」（前期）

令和11年度～13年度
「改革実行期間」（後期）

取組方針

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
※現時点で着手していない地方公共団体においても、**前期の間に確実に休日の地域展開等に着手**
（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

※学校部活動をベースとした地域との連携など、**地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要**

認定制度

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、**国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み**を構築

【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等
【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携

地域展開
の円滑な
推進に当
たつたの
対応

推進体制

国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等

各種課題
への対応

①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等)
④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理

ニーズ反映
・参画促進等

生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）

部活動の
在り方

- 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等）
- 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等）
- 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

大会等の
在り方

- 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等）
- 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）

関連制度

従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度予算額 57億円
 (前年度予算額 37億円)
 令和7年度補正予算額 82億円



理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。
- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)に基づき、令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進

※★印は令和7年度補正予算に計上

I. 部活動の地域展開等推進事業

54億円 ※令和7年度補正予算額：82億円

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援等を実施。

(1) 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

補助金

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、地方公共団体に対して補助。

- ① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援
- ② 経済的困窮世帯の生徒への支援
- ③ 推進体制の整備等★

指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等

参加費・保険料

コーディネーターの配置
人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段確保等

〈補助割合：①③は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3(*1)、②は国1/2、都道府県・市区町村1/2〉

(2) 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応★

補助金

実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、実証事業を実施。〈定額補助：国10/10〉

<主な重点課題>

- ・小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職兼業のモデル形成
- ・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備
- ・学校施設の有効活用(指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む)
- ・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保・民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築
- ・パラスポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保等



(3) 中学校における部活動指導員の配置支援

補助金

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引率等を担う。

[17,320人(運動部：13,620人、文化部：3,700人)]〈補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3(*1)〉

(4) 地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

委託費等

- ・相談・サポート窓口設置、アドバイザー派遣、取組状況調査、課題への対応策創出、好事例の横展開★
- ・指導・リスクマネジメントの手引きの作成、動画ポータルサイトの運営(JSC運営費交付金)

II. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

3億円 ※令和7年度補正予算額：0.4億円

- ・部活動の地域展開に当たり必要な公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等)★(一部)
- ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
- ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築等



休日の実証事業の実施

部活動の地域展開等の全国的な実施を推進

中間評価の結果を踏まえた更なる改革の推進

※休日については、改革実行期間内に、原則、全ての部活動で地域展開の実現を目指す

【「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)抜粋】

地域クラブ活動の推進体制整備や各種課題解決に向けた継続的な支援等により、部活動の地域展開等の全国実施を加速する。

- *1 都道府県又は指定都市が実施主体の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3
- *2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中等部等を含む。

根拠法令

- スポーツ基本法(令和7年改正後)(抜粋)
 第十七条の二 地方公共団体は、(略)中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。
- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(令和7年改正)(抜粋)
 附則第三条 政府は、(略)次に掲げる措置を講ずるものとする。
 六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

(担当：スポーツ庁地域スポーツ課、文化庁参事官(芸術文化担当))

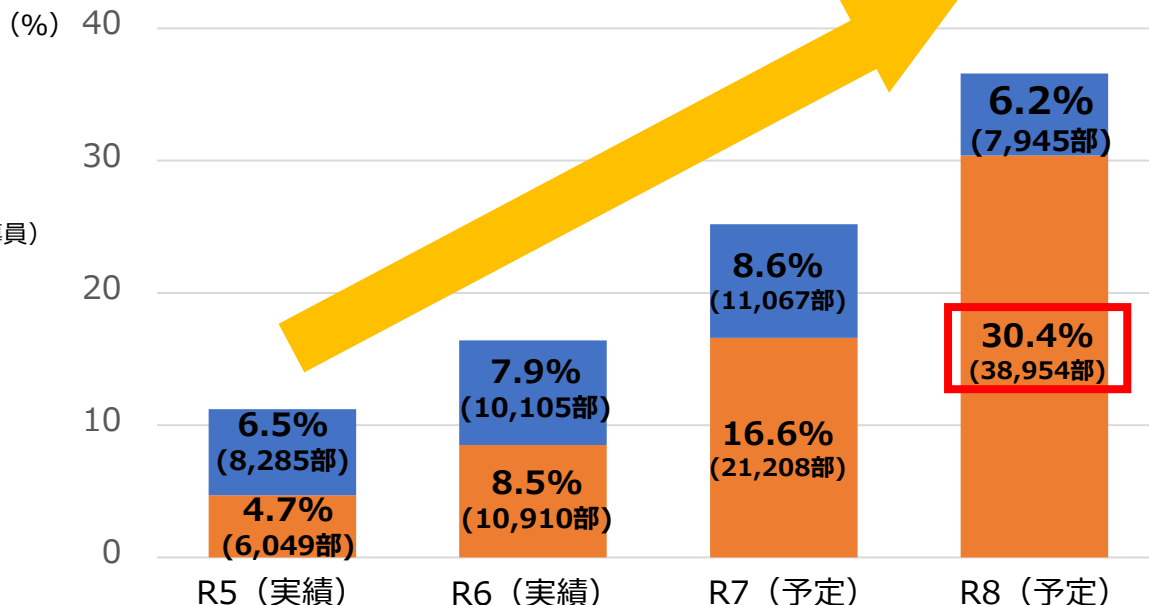
部活動の地域展開等の進捗状況（休日）

- 「改革推進期間」が始まった令和5年度以降、部活動の地域展開等が着実に進捗
- 「改革実行期間」が始まる令和8年度には、約3割の部活動が地域展開し、地域クラブ活動となる予定。
スポーツで1,097自治体、文化芸術で646自治体が地域展開に取り組む予定。

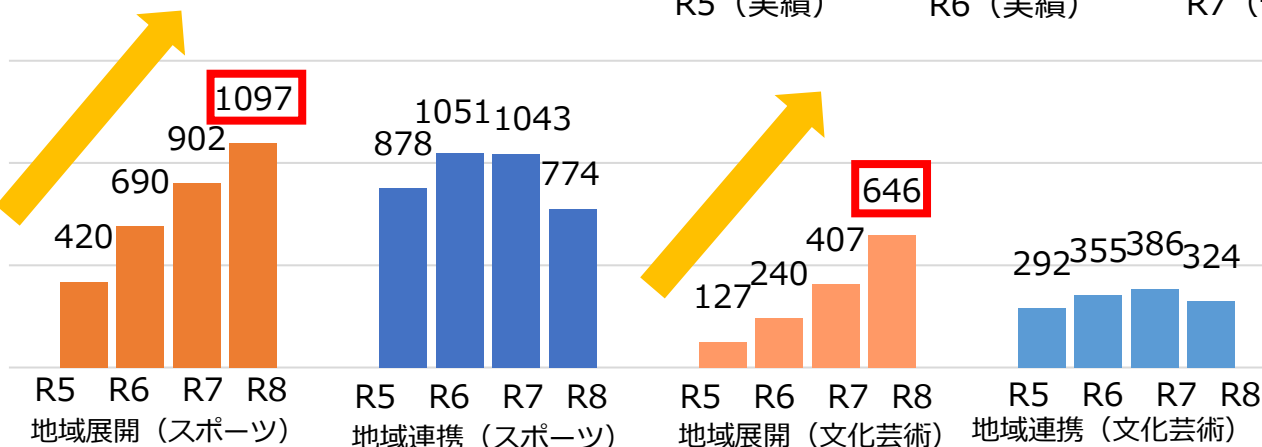
◆部活動数

(スポーツ・文化芸術合計)

- 地域展開 (地域クラブ活動)
- 地域連携 (合同部活動・部活動指導員)



◆自治体数



【出典】部活動改革の取組状況に関する調査
(スポーツ庁・文化庁)

<調査期間> 2025年5月7日～6月6日
<調査対象> 全ての都道府県、市区町村等

※1 「地域展開」は、地域展開が完了している、又は地域展開に取り組んでいる状態、「地域連携」は、合同部活動の実施と部活動指導員の活用の両方又はいずれかを行っている状態を指す

※2 部活動数の母数を128,000部(スポーツ100,000部、文化芸術28,000部)として割合を算出

※3 自治体数は都道府県及び市区町村等の合計

学習指導要領における部活動・地域クラブ活動の取扱いについて

現行の中学校学習指導要領の記載

※高等学校学習指導要領も同内容

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

次期改訂に向けた方向性

- 「**部活動**」と部活動の地域展開により実施される「**地域クラブ活動**」の**双方について記載**
- 「**部活動**」については、意義・位置づけなど基本的な事項は現行の記載を維持しつつ、①体罰や暴言、事故等の防止、②学校における働き方改革の推進に関する記載を充実
- 「**地域クラブ活動**」については、新たに、その位置づけや**学校との適切な連携**等について記載

※ 高等学校等に関しては、「部活動」についてのみ記載

※ **教師の兼職兼業、学校施設の有効活用等**を含め、具体的な内容や補足的な事項等は学習指導要領解説で記載

【今後のスケジュール】

夏頃～ 中教審 教育課程企画特別部会 総則・評価特別部会でのとりまとめ ⇒ 審議まとめ、パブリックコメント
令和8年度中 中教審 答申 ⇒ 学習指導要領の改訂

部活動の地域展開等に関する情報発信について

部活動改革ポータルサイト

学校部活動の地域展開等に係る情報を一元化

—新たなガイドラインや予算事業、全国の実例事例、各種広報資料を掲載

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm



全国の自治体の取組

事例集（右）や事例動画（左）により、全国の自治体の取組を紹介！



啓発ポスター・イメージ動画



(右) 部活動の地域展開に関するイメージ動画
地域展開のコンセプトを2分弱のショート動画で表現
(左) 部活動の地域展開に関する啓発ポスター
地域展開の概要や改革の進め方を分かりやすく記載
★令和8年2月に「改革実行期間」Ver.を公開！

ガイドライン解説動画・関連記事

(左) 部活動改革に関する新たなガイドライン
河合長官による解説動画
(右) 文部科学省広報誌『ミラメク』



地域クラブ活動の創設・運営ガイドブック



地域クラブ活動を創設・運営する際に必要となる具体的なアクションを詳説！

